

# 雇用均等•児童福祉

# 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進等

### 概 要

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について労働者に対する性別を理由とした差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント対策等が定められている。 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、企業に対する指導を実施するととも

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、企業に対する指導を実施するとともに、労働者等からの相談に対応し、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停によって紛争解決の援助を実施している。

# 男女雇用機会均等法のポイント

#### 性別を理由とする差別の禁止

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止(第5条・第6条)
  - ・ 募集・採用、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止
- 間接差別の禁止(第7条)
  - 労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがあるものとして、厚生労働省令で定める措置について、合理的な理由がない場合、これを講ずることを禁止

#### 【厚生労働省令で定める措置】

- 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
- 労働者の募集・採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
- 労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること
- ※ なお、省令で定めるもの以外については、均等法違反ではないが、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性あり
- 女性労働者に係る措置に関する特例(第8条)
  - 性別による差別的取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う女性のみを対象とした措置や取扱いは違法でない旨を規定

### 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止(第9条)

- ・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止
- ・ 婚姻を理由とする解雇を禁止
- ・ 妊娠、出産、産休取得、その他厚生労働省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いの禁止
- ・ 妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等による解雇でないことを証明しない限り無効

# セクシュアルハラスメント対策(第11条、第11条の2)

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- ・ 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務

## 妊娠・出産等に関するハラスメント対策(第11条の3、第11条の4)

- ・ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- ・ 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- ・ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務

## 母性健康管理措置(第12条・第13条)

・ 妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるための時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守る ことができるようにするため必要な措置の実施を事業主に義務付け

### ポジティブ・アクションに対する国の援助(第14条)

• 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)を講ずる事業主に 対し、国は相談その他の援助を実施

#### 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

- 企業内における苦情の自主的解決(第15条)
- 労働局長による紛争解決の援助(第17条)
- 機会均等調停会議による調停(第18条~第27条)
  - ・ 調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
  - ・ 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益取扱いの禁止

### 法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告徴収、助言・指導・勧告(第29条)
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表(第30条)
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料(第33条)
- ※ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置義務、事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止、国、事業主及び労働者の責務並びに母性健康管理に関する措置義務は派遣先にも適用(労働者派遣法第47条の2)

## 労働施策総合推進法(パワーハラスメント防止措置等)のポイント

#### パワーハラスメント対策 (第30条の2、第30条の3)

- ・ 職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- ・ 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- ・ 職場におけるパワーハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務を規定

#### 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

- 労働局長による紛争解決の援助(第30条の5)
- 優越的言動問題調停会議による調停(第30条の6~第30条の8)
  - ・ 調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
  - ・ 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益取扱いの禁止

### 法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告の請求、助言・指導・勧告(第33条第1項、第36条第1項)
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表(第33条第2項)
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料(第41条)
- ※ パワーハラスメントの防止措置義務、事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止並びに国、事業主及び労働者の責務は派遣先にも適用(労働者派遣法第47条の4)



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律概要(民間事業主関係部分)

平成27年9月4日施行(事業主行動計画等に関する部分は平成28年4月1日施行)

### 1 基本方針等

- ▶国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- ▶地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定(努力義務)。

#### 2 事業主行動計画等

- ※(1) (2) について常用労働者数が301人(令和4年4月1日以降は101人)以上の事業主:義務/300人(令和4年4月1日以降は100人)以下の事業主):努力義務
  - (1) 企業におけるPDCAを促し、女性活躍の取組を推進
    - ⇒自社の女性の活躍に関する<u>状況把握・課題分析</u>、及びこれを踏まえた<u>行動計画の策定・届出・公表</u> (指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))
      - ◎行動計画の必須記載事項
      - ▶<u>目標(省令で定める項目に関連した定量的目標)</u> ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間
  - (2) 女性の職業選択に資するよう、女性活躍に関する企業の情報公表を促進
    - ⇒女性の活躍に関する情報公表
      - ◎情報公表の項目(省令で規定)

女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報(限定列挙)から以下のとおり公表

- ▶常用労働者数301人以上の事業主 (義務)
- ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績及び②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績をそれぞれ1つ以上(計2つ以上)公表(令和2年6月1日~)
- ▶常用労働者数300人以下の事業主(努力義務(常用労働者数101人以上の事業主は、令和4年4月1日以降は義務))
  ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績又は②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績を1つ以上公表(令和2年6月1日~)



#### (3) 認定制度によるインセンティブの付与

⇒優良企業を認定し、認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし(令和2年6月1日~)」の利用を可能に

◎認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定

#### (4) 履行確保措置

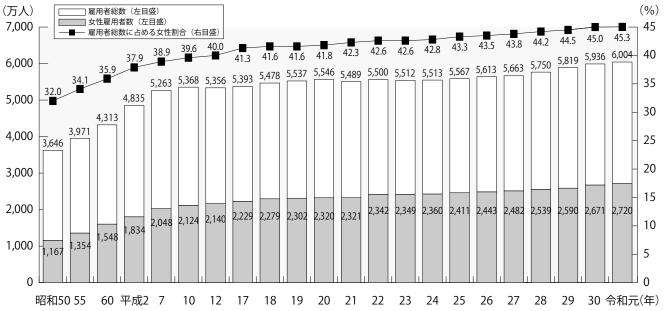
⇒厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告 情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする。(令和2年6月1日~)



#### 3 その他(施行期日等)

▶令和元年6月5日に改正法が公布。 ▶改正法施行(令和2年6月1日)5年後の見直し。 ▶10年間(令和7年度まで)の時限立法。

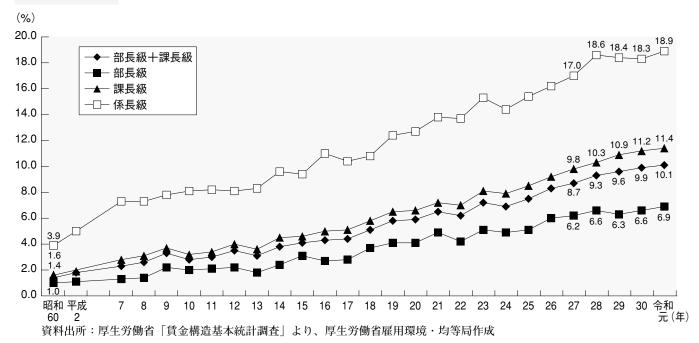
#### 詳細データ① 雇用者数の推移(全産業)



資料:総務省統計局「労働力調査」

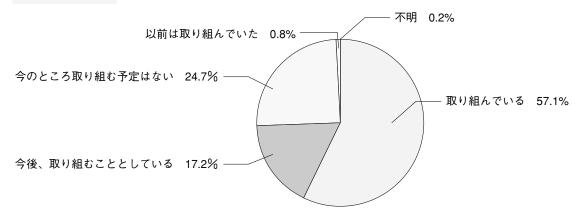
- 注) 1. 平成22年から28年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数 値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時 系列接続用数値を掲載している。
  - 2. 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完的に推計した値である。

#### 詳細データ② 役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



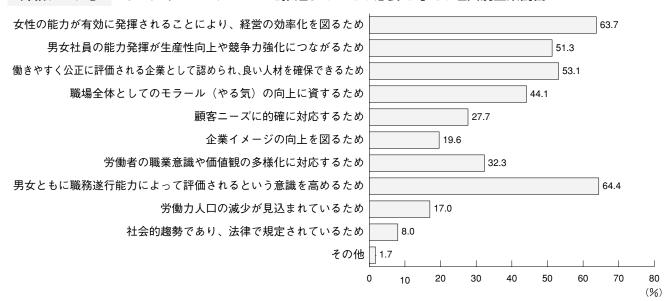
令和2年版 厚生労働白書

# 詳細データ③ ポジティブ・アクションに取り組む企業



資料:厚生労働省雇用環境·均等局「平成26年度雇用均等基本調査」

# **詳細データ④** ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由別企業割合



資料:厚生労働省雇用環境・均等局「平成25年度雇用均等基本調査」 (ポジティブ・アクションに「取り組んでいる」又は「今後、取り組むこととしている」企業=100.0%)

# 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

# 概

希望するすべての労働者が育児や介護を行いながら安心して働くことができる社会の実現のため、出産後の継続就業率や男性の育児休 業取得率の向上等を目指し、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の整備、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり等を行っている。

# 育児・介護休業法の概要

### 育児休業

- 子が1歳(保育所に入所できないなど、一定の場合は、 最長2歳)に達するまでの育児休業の権利を保障
- 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に 達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再 度の育児休業の取得が可能

#### 介護休業

対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回ま 介護休業の権利を保障

- ※ 有期契約労働者は、下記の要件を満たせば取得可能(介護も同趣旨) ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用
  - ② 子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は2歳)になる前日 までに労働契約(更新される場合には更新後の契約) の期間が 満了することが明らかでないこと

# 子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する場合に年5日(2人以上であれ ば年10日)を限度として取得できる(1日又は半日単位(※))

# 介護休暇

介護等をする場合に年5日(対象家族が2人以上であれば 年10日)を限度として取得できる(1日又は半日単位(※))

### 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

<u>※</u>令和3年1月1日より、 1日又は時間単位

- 3歳に達するまでの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限  $\bigcirc$
- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限 0
- $\bigcirc$ 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)を制限

#### 短時間勤務の措置等

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ
- 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ
  - ① 短時間勤務制度 ② フレックスタイム制 ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④ 介護費用の援助措置

### 不利益取扱いの禁止等

- 事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け、事業主に育児休業等 に関するハラスメントに関し相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止

#### 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決援助、調停
- 勧告に従わない事業所名の公表

# 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(令和7年3月末までの時限立法(※平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長))

### 行動計画の策定

- ・101人以上企業
  - ▶義務
- ・100人以下企業
  - →努力義務

(平成23年4月から義務の対象を 拡大(従前は301人以上企業))

### 届出・実施

- 各都道府県労働局に届出 計画の公表・従業員へ周知 (平成21年4月から義務付け)
- ・目標達成に向けて計画実施

### 計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

### 厚生労働大臣 による認定

-定の基準を満たす企業を認定 ・企業は商品等に認定マークを使用可 (平成27年4月1日から、新たな認定(特例認定 制度(プラチナくるみん認定制度)を実施)

#### 行動計画 (一般事業主行動計画)

【行動計画とは】 企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策 定する計画

【計画に定める事項】

- 【計画の内容に関する事項】

雇用環境の整備に関する事項

- (1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組(2) 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組
- その他の次世代育成支援対策

対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組 =計画例=

(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。 男性:年に○人以上取得、女性:取得率○%以上

<対策> 令和○年○月 管理職を対象とした研修の実施

令和○年○月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に○回実施

ノー残業デーを月に1日設定する。 <対策>

令和○年○月 部署ごとに検討グループを設置

令和○年○月 社内報などでキャンペーンを行う

# ○ 届出状況(令和2年3月末時点) 101人以上企業の

301人以上企業の 98.9% 101~300人企業の 98.6%

規模計届出企業数 91,151社

- 認定状況(令和2年3月末時点)
- ・くるみん認定企業 3,312社 ・うち、プラチナくるみん認定企業





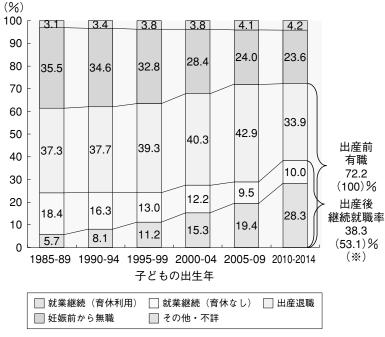
367社

#### 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達
- 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を 対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等 の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 計画期間内に、男性の育児休業等取得率が7%(プラチナくるみんは13%以上)以上又は計画期間内 に、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働 者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等 に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合 が15%以上(プラチナくるみんは30%)であり、 つ、育児休業等をした者の数が1人以上いること。
- ・女性の育児休業等取得率が75%以上であること
- フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働 時間の平均が各月45時間未満であること
- ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいな

※認定企業に対する税制優遇制度は、平成30年3月31

#### 詳細データ① 女性の出産後継続就業率(子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成)



資料:国立社会保障·人口問題研究所 「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(※)() 内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

#### 詳細データ② 男女別育児休業取得率

(単位:%)

	出産した女性労働者に占める 育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働 者に占める育児休業取得者 の割合
2007年度	89.7	1.56
2008年度	90.6	1.23
2009年度	85.6	1.72
2010年度	83.7 [84.3]	1.38 [1.34]
2011年度	[87.8]	[2.63]
2012年度	83.6	1.89
2013年度	83.0	2.03
2014年度	86.6	2.30
2015年度	81.5	2.65
2016年度	81.8	3.16
2017年度	83.2	5.14
2018年度	82.2	6.16

資料:厚生労働省雇用環境・均等局「雇用均等基本調査」 (注) 2010年度及び2011年度の[ ]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

#### 詳細データ③ 男女別介護休業取得率

(単位:%)

	男女計	男性	女性
2017年度	1.2	1.1	1.2

※介護をしている雇用者に占める取得者割合 資料:総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

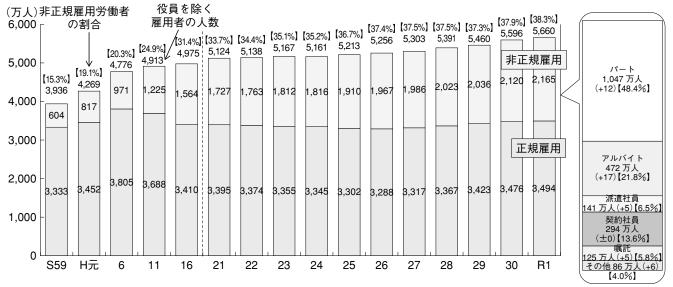
# 非正規雇用労働者対策

#### 概 要

# 非正規雇用労働者の推移

近年、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあるが、雇用が不安 定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

#### 詳細データ 非正規雇用労働者の推移



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計) | (年平均) 長期時系列表10

- (注) 1. 平成21年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
  - 2. 平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集 計した数値 (割合は除く)。
  - 3. 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。
  - 4. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
  - 5. 正規雇用労働者:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
  - 6. 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「そ の他」である者。
  - 7. 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要(抜粋) 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用 労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

### 1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- ・短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、 当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。 (有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に 関する法律」))
- ・有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保 を義務化。
- ・派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同 等以上の賃金であること等)を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- ・また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

#### 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

・1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

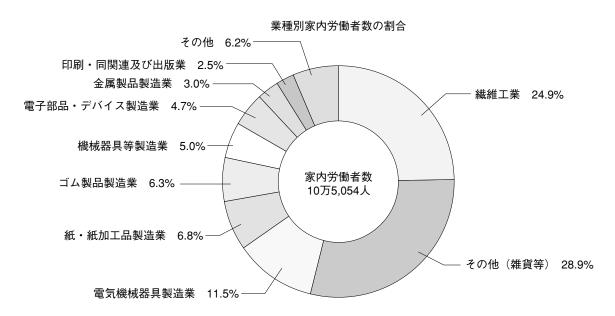
施行期日 2020年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は2021年4月1日)

# 家内労働及び雇用型・自営型テレワーク対策

#### 概 要

# 家内労働対策の概要

家内労働手帳の交付の徹底、最低工賃の決定及び周知、工賃の支払い及び安全衛生の確保などの対策を推進しています。



資料:厚生労働省雇用環境・均等局「家内労働概況調査」(2019年10月実施)

# 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び 実施のためのガイドライン<概要>

- ○「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月に「情報通信技術を利用した事 業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定(「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実 施のためのガイドライン」を改定)
- ○雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態(モバイル・ サテライト)についても対応。

### ○労働基準関係法令の適用

テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、 労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用。

### ○労働基準法の適用に関する留意点

○万 <u>国</u> 全年公り旭州に関する田忠宗			
労働条件 の明示	労働者がテレワークを行うことを予定している場合も、テレワークを行うことが可能である勤務場所を明示することが望ましい。		
労働時間 制度の適用 と留意点	・労働時間の適正な把握 使用者はテレワークを行う労働者の労働時間についても適正に把 握する責務を有する。		
	・いわゆる中抜け時間 労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、休憩時間や時間単位の年次有給休暇として取扱うことが可能。		
通常の労働	・通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク 使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは労働時間に 該当する。		
時間制度	・勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等 使用者が移動することを労働者に命ずることなく、単に労働者自 らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている 場合は、労働時間に該当しない。		
	・フレックスタイム制 テレワークもフレックスタイム制を活用可能。あくまで始業・終 業の時刻を労働者に委ねる制度のため、労働時間の把握が必要。		
	使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが 困難なときは、事業場外みなし労働時間制が適用。		
事業場外みなし労働	具体的には、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないことが必要。		
時間制	労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、実態に合ったみなし時間となっているか確認し、実態に合わせて労使協定を見直すこと等が適当。		
裁量労働制	裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者について も、テレワークを活用可能。 労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間 管理を行う責務を有する。また、労働者の裁量が失われていないか等 を労使で確認し、結果に応じて、業務量等を見直すことが適当。		
休憩時間	労使協定により休憩時間の一斉付与の原則を適用除外可能。		

#### 時間外·休日労 働の労働時間 管理

法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払い等 が必要となることから、労働時間の状況の適切な把握に 努め、必要に応じて労働時間や業務内容等について見直 すことが望ましい。

#### ○長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行う者への注意喚起 等の手法を推奨。

#### ○労働安全衛生法の適用及び留意点

安全衛生関係 法令の適用	過重労働対策やメンタルヘルス対策等により、テレワークを行う労働者の健康確保を図ることが重要。
作業環境整備	テレワークを行う作業場が自宅等である場合には、 情報機器ガイドライン等の衛生基準と同等の作業環境と することが望ましい。

### ○労働災害の補償に関する留意点

テレワーク勤務における災害は労災保険給付の対象となる。

### ○その他テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての 注意点等

労使双方の 共通の認識	あらかじめ導入の目的、対象となる業務、労働者の範囲、テレワークの方法等について、労使で十分協議することが望ましい。 テレワークを行うが否かは労働者の意思によるべき。
円滑な遂行	業務の内容や遂行方法を明確にしておくことが望まし い。
業績評価等	業績評価等について、評価者や労働者が懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を明確にすることが望ましい。
費用負担	テレワークを行うことによって生じる費用について労 使のどちらが負担するか等を、あらかじめ労使間で十分 に話し合い、就業規則等に定めておくことが望ましい。
社内教育	労働者が能力開発等において不安に感じることの無いよう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。
労働者の自律	労働者も自律的に業務を遂行することが求められる。

- ○自営型テレワークは、委託を受けて行う就労であり、基本的に労働関係法令が適用されない。
- ○自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形態とするために必要な事項を

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン<概要>

#### 1 定義

· ^L+%	
自営型テレワーク	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として 自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の 作成又は役務の提供を行う就労 (法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。)
自営型テレワーカー	自営型テレワークを行う者
注文者	自営型テレワークの仕事を自営型テレワーカーに直接注文 し、又はしようとする者
仲介事業者	①他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営型テレワーカーに注文する行為を業として行う者②自営型テレワーカーと注文者との間で、自営型テレワークの仕事のあっせんを業として行う者③インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス(いわゆる「クラウドソーシング」)を業として運営している者

#### 2 関係者が守るべき事項(主なもの)

#### (1)募集

募集内容の明示	注文者又は②の仲介事業者は、文書、電子メール又はウェブサイト上等で次の事項を明示すること。 ①仕事の内容 ②成果物の納期予定日(役務が提供される予定期日又は予定期間) ③報酬予定額・支払期日・支払方法 ④諸経費の取扱い ⑤提案等に係る知的財産権の取扱い ⑥問合せ先
募集から契約まで の間に取得した 提案等の取扱い	<ul><li>・選考外の用途で応募者に無断で使用等しないこと。</li><li>・知的財産権を契約時に譲渡等させる場合は、募集の際にその旨を明示すること。</li></ul>

#### (2) 契約条件の文書明示

契約条件の文書 明示	注文者は、自営型テレワーカーと協議の上、次の事項を明らかにした文書を交付すること(電子メール又はウェブサイト上等の明示でも可)。 ①注文者の氏名又は名称、所在地、連絡先②注文年月日 ③仕事の内容 ④報酬額・支払期日・支払方法 ⑤諸経費の取扱い ⑥成果物の納期(役務が提供される期日又は期間) ⑦成果物の納期、(役務が提供される期日又は期間) ⑦成果物の納品先及び納品方法 ⑤契約条件を変更する場合の取扱い ⑪成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い(補償が求められる場合の取扱い等) ①知的財産権の取扱い ②自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い
保存	明示した文書又は電子メール等を3年間保存すること。

#### (3) 契約条件の適下化

#### イ 契約条件明示に当たって留意すべき事項

1 关門条件列がに当たりで出意すべき事項			
注文者の氏名等	注文者が特定でき、確実に連絡が取れるものであること。		
仕事の内容	作業を円滑に進めることができ、誤解が生じることがない よう明確に分かるものであること。		
報酬額	同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考慮することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保が可能となるように決定すること。		
支払期日	注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、 成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算し て30日以内とし、長くても60日以内とすること。		
支払方法	仲介事業者等の注文者以外の者が支払代行を行う場合に は、契約条件の明示の際に、併せて明示すること。		
諸経費	通信費、送料等仕事に係る経費において、注文者が負担する経費がある場合には、あらかじめその範囲を明確にしておくこと。		

#### ※斜体部:仲介事業者のみに求められる事項

納期	作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際、通常の労働者の1日の所定労働時間の上限(8時間)も作業時間の上限の目安とすること。
納品先	報酬の支払期日は納品日から一定日数以内とされる場合も多いため、確実な納品のために納品先を明確にしておくこと。
契約条件の変更	あらかじめ契約変更の取扱いを明らかにしておくこと。変 更に当たっては、文書等で明示し合意すること等を明確にし ておくこと。
補修	自営型テレワーカーの責任を含め明確にしておくこと。
知的財産権	注文者へ譲渡等させる場合、対価等をあらかじめ明確にしておくこと。 注文者である仲介事業者は、発注者に譲渡等をさせる場合、その旨も明確にすること。
個人情報等	個人情報の安全管理に関する事項や機密情報等の取扱いに 関する事項をあらかじめ明らかにしておくこと。

### ロ 成果物の内容に関する具体的説明

# ハ 報酬の支払

- ・瑕疵が補修された場合は、報酬を支払う必要があること
- ・発注者が仲介事業者に報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが 瑕疵のない成果物を納品し、役務を提供したときは仲介事業者は報酬を支 払うこと

# 二 契約条件の変更

- ・十分協議の上、文書等を交付すること。
- ・自営型テレワーカーに不利益が生ずるような変更を強要しないこと。
- ・仲介事業者は、発注者が契約条件を変更する場合、自営型テレワーカーに 不利益が生じないよう発注者と協議することが求められること。
- ホ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合の 取扱い
  - ・補修を求めることや損害賠償を請求する場合の取扱いについて自営型テレ ワーカーの責任を含めあらかじめ明確にしておくこと。

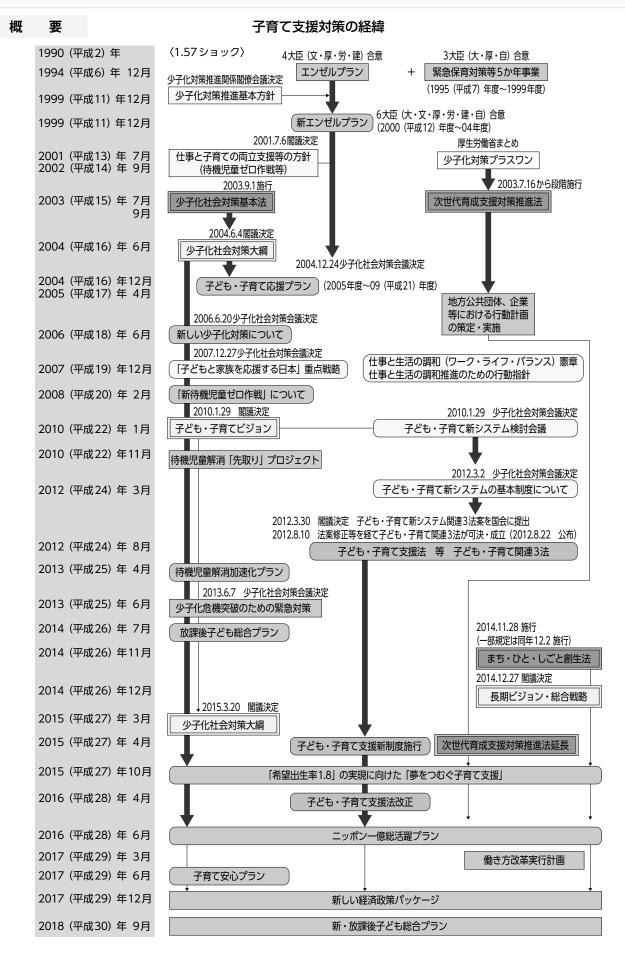
# へ 契約解除

- ・合意解除の場合、十分協議した上で、報酬を決定すること。
- ・自営型テレワーカーに契約違反等がない場合、契約解除により生じた損害 の賠償が必要となること。
- ・注文者の責に帰すべき事由以外の事由(災害等)で契約が解除される場合 に生じた負担は、十分協議することが望ましいこと。
- ト 継続的な注文の打切りの場合における事前予告
  - ・継続的な取引関係にある場合に、注文を打ち切ろうとするときは、速やかに、 その旨及び理由を予告すること。

# (4) その他

手数料	仲介事業者は、手数料の額、発生条件、徴収時期等をあら かじめ明示してから徴収すること。契約成立時に徴収する場 合には、契約締結に際し額等を明示すること。
物品の強制購入等	正当な理由なく自己の指定する物を強制して購入させた り、役務を強制して利用させないこと。
注文者の協力	仕事をする上で必要な打合せに応じる等必要な協力を行う ことが望ましいこと。
個人情報等	利用の目的をできる限り特定し、同意を得ずに必要な範囲 を超えて取り扱わないこと( <i>仲介事業者も同様</i> )。個人情報 の取扱いを委託する場合、自営型テレワーカーに必要な監督 を行うこと。
健康確保措置	健康確保のための手法について、情報提供することが望ま しいこと。プライバシーの保護に配慮の上相談に応じ、作業 の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること。
能力開発支援	自営型テレワーカーの能力開発を支援することが望ましい こと。
担当者の明確化	あらかじめ、自営型テレワーカーからの問合せや苦情等に 対応する担当者を明らかにすることが望ましいこと。
苦情の自主的 解決	自営型テレワーカーと十分協議する等、自主的な解決を図るように努めること。 <i>仲介事業者は、相談窓口の明確化など苦情処理体制の整備を行うことが望ましいこと。</i>
その他	下請法が適用される場合は遵守すること。

# 少子化対策



# 各種子育て支援事業の取組の現状

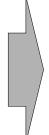
	Ę	事業名	事 業 内 容	実績
利用者支援	利用者支援事業		子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健や地域の子育で支援事業 等の情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、また、関係機関との連絡調整等 を行うもの。	2,278か所 (平成30年度交付決定ベース) ※母子保健型1183か所を含む
訪問	乳児家庭全戸 訪問事業		生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供 や養育環境等の把握を行うもの。	1,734市区町村 (平成29年4月1日現在)
支援	養	<b>養育支援訪問事業</b>	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	1,476市区町村 (平成29年4月1日現在)
親や子の		地域子育て 支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流を行う場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言など援助を行うもの。	7,431か所 (平成30年度交付決定ベース)
く集う場	児童館事業		児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親 クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,477か所 (公営2,595か所、 民営1,882か所) (平成30年10月現在)
預	一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、 幼稚園、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。	9,967か所 (平成30年度実績報告ベース) ※一般型及び余裕活用型の合計値
か	子育て短い	短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	862か所 (平成30年度変更交付決定ベース)
6)	短期支援事業	夜間養護等(トワ イライトステイ) 事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	439か所 (平成30年度変更交付決定ベース)
相互援助	ファミリー・ サポート・センター 事業		児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	890か所 (平成30年度実績)

# 多様な保育の取組の現状

事 業 名	事 業 内 容	実績			
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育を必要とする乳幼児を保育する施設(原 則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:23,573箇所 利用児童数:206万人 (平成31年4月1日現在)			
延長保育事業	開所時間を超えて保育を行う事業	28,476か所 (平成30年度実績)			
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	79か所 (平成31年4月1日現在)			
病児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育する事業	3,130か所 (平成30年度実績報告ベース)			
地域型保育事業	小規模保育事業等の地域型保育事業は、都市部においては、待機児童の80%以上を 占める0~2歳児の待機児童の解消を図り、人口減少地域では、身近な地域での子育 て支援機能を確保する等、重要な役割を満たす事業として、子ども・子育て支援新 制度に新たに位置付けられた事業	箇所数:6,457箇所 利用児童数:8.2万人 (平成31年4月1日現在)			
企業主導型保育事業	従業員の多様な働き方に応じた保育を企業が提供できるよう、保育施設の整備や運営に係る費用の一部を助成するもの	助成決定数:3,817施設 (平成31年3月31日現在) ※29年度からの継続分含む			

# ~子育てをめぐる現状と課題について~

- ○急速な少子化の進行 (平成27年合計特殊出生率 1.45)
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、 希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを 取り巻く環境が変化。
- ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ 日本:1.26%、仏:2.91%、英:3.80%、スウェ-デン:3.64%(2013年)
- ○子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ○子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、 保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・ 子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

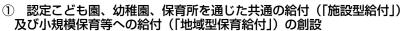
# 子ども・子育て支援新制度(平成27年4月から実施)の趣旨と主なポイント

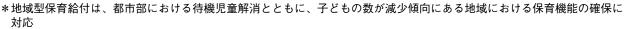
# ◆子ども・子育て関連3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保 育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

# ◆主なポイント





- ② 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- ④ 市町村が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

# ⑤ 社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 (幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1 兆円超程度の追加財源が必要)

# ⑥ 政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

## ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

## ⑧ 施行時期

・平成27年4月に本格施行



# 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

# 子ども・子育て支援給付

# ■施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に 委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うもの

### ■地域型保育給付

·小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

# 地域子ども・子育て支援事業

- ■利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、 一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)
- ※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- ■延長保育事業、病児保育事業
- ■放課後児童クラブ
- ■奷婦健診

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設(新た な「幼保連携型認定こども園」)
  - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人 (株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - →消費税を含む安定的な財源を確保

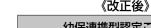
#### (類型) 《改正前》 幼保連携型 保育所 幼稚園 (児童福祉施設) (4,409件) (学校) ※設置主体は国、自 ○幼稚園は学校教育法に基づく認可 治体、学校法人、 ○保育所は児童福祉法に基づく認可 ○それぞれの法体系に基づく指導監督 社会福祉法人 ○幼稚園・保育所それぞれの財政措置 幼稚園型 幼稚園 保育所 (966件) (学校) 機能 ※設置主体は国、自治体、学校法人 保育所 保育所型 幼稚園 (児童福祉施設) (720件) 機能 ※設置主体制限なし

地方裁量型 (65件)

幼稚園機能 保育所機能

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は6.160件(平成30年4月時点))



### 幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- ○改正認定こども園法に基づく単一の認可
- ○指導監督の一本化
- ○財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会 福祉法人



- ○施設体系は、従前どおり
- ○財政措置は「施設型給付」 で一本化

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について の需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

### 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ 保育を利用せず家庭で子育 てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学校教育十子育て支援

満3歳以上の子どもを持 つ、保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学 校教育十保育十放課後児童クラブ 十子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 保育+子育で支援

満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用せず 家庭で子育てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況十利用希望)

# 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、

「量の見込み」(現在の利用状況十利用希望)、「確保方策」(確保の内容十実施時期)を記載。

計画的な整備

# 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所=施設型給付の対象※ \*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 = 地域型保育給付 の対象※ 事業所内保育事業者

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

# 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業等

- · 延長保育事業
- 病児保育事業

放課後 児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# 保育所等

#### 詳細データ① 保育所等の推移

(各年4月1日現在)

			保育所等数		1	保育所等定員		保育所等入所人員				
	年 次	総数 (か所)	公立 (か所)	私立 (か所)	総数(人)	公立 (人)	私立(人)	総数(人)	公立 (人)	私立 (人)		
2004	(平成16)年	22,490	12,358	10,132	2,028,110	1,100,268	927,842	1,966,958	1,002,001	964,957		
05	( 17)	22,570	12,090	10,480	2,052,635	1,087,834	964,801	1,993,796	987,854	1,005,942		
06	( 18)	22,699	11,848	10,851	2,079,317	1,076,548	1,002,769	2,004,238	967,503	1,036,735		
07	( 19)	22,848	11,602	11,246	2,105,254	1,063,369	1,041,885	2,015,337	944,566	1,070,771		
08	( 20)	22,909	11,327	11,582	2,120,934	1,046,694	1,074,240	2,022,227	919,559	1,102,668		
09	( 21)	22,925	11,009	11,916	2,131,929	1,025,838	1,106,091	2,040,934	901,119	1,139,815		
10	( 22)	23,069	10,760	12,309	2,158,045	1,010,317	1,147,728	2,080,072	890,477	1,189,595		
11	( 23)	22,959	10,242	12,717	2,170,898	973,004	1,197,894	2,094,552	856,687	1,237,865		
12	( 24)	23,685	10,280	13,405	2,240,424	978,870	1,261,554	2,177,158	865,557	1,311,601		
13	( 25)	24,036	10,031	14,005	2,288,805	965,139	1,323,666	2,219,603	849,642	1,369,961		
14	( 26)	24,424	9,791	14,633	2,335,328	949,541	1,385,787	2,266,794	834,845	1,431,949		
15	( 27)	25,465	9,568	15,897	2,449,168	929,337	1,519,831	2,336,244	818,513	1,517,731		
16	( 28)	26,225	9,368	16,857	2,518,135	917,246	1,600,889	2,395,889	804,790	1,591,099		
17	( 29)	27,030	9,188	17,842	2,593,484	908,681	1,684,803	2,455,111	791,895	1,663,216		
18	( 30)	27,906	8,990	18,916	2,670,799	897,058	1,773,741	2,504,934	772,929	1,732,005		

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

- (注) 1. 東日本大震災の影響により、2011年は、仙台市以外の宮城県、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計した数であり、 2012年は、郡山市及びいわき市以外の福島県の一部地域を除いて集計した数である。
  - 2. 2015年から「保育所」と「幼保連携型認定こども園」の合計である。
  - 3. 2015年から「保育所等定員」は子ども・子育て支援法による利用定員である。

#### 詳細データ② 児童厚生施設設置数の推移

4 Va		児童館		児童遊園						
年次	総数	公 営	私営	総 数	公 営	私営				
1965(昭和40)年	544	412	132							
70 (45)	1,417	1,295	122	2,141	2,049	92				
75 (50)	2,117	1,769	348	3,234	3,097	137				
80 (55)	2,815	2,376	439	4,237	4,092	145				
85(60)	3,517	2,943	574	4,173	4,025	148				
90(平成 2)	3,840	3,137	703	4,103	3,958	145				
95(7)	4,154	3,275	879	4,150	3,975	175				
00 ( 12)	4,420	3,259	1,161	4,107	3,933	174				
01 ( 13)	4,577	3,255	1,322	4,025	3,840	185				
02( 14)	4,611	3,244	1,367	3,985	3,799	186				
03( 15)	4,673	3,210	1,463	3,926	3,741	185				
04( 16)	4,693	3,187	1,506	3,827	3,646	181				
05( 17)	4,716	3,200	1,516	3,802	3,643	159				
06( 18)	4,718	3,125	1,593	3,649	3,477	172				
07( 19)	4,700	3,051	1,649	3,600	3,430	170				
08( 20)	4,689	3,022	1,667	3,455	3,292	163				
09(21)	4,360	2,757	1,603	3,407	3,298	109				
10( 22)	4,345	2,732	1,613	3,283	3,193	90				
11(23)	4,318	2,673	1,645	3,164	3,096	68				
12( 24)	4,617	2,869	1,748	3,065	2,997	68				
13(25)	4,598	2,804	1,794	2,785	2,702	83				
14( 26)	4,598	2,794	1,804	2,742	2,676	66				
15( 27)	4,613	2,770	1,843	2,781	2,718	63				
16( 28)	4,637	2,681	1,956	2,725	2,667	58				
17( 29)	4,541	2,632	1,909	2,380	2,328	52				
18( 30)	4,477	2,595	1,882	2,293	2,243	50				

資料:厚生労働省政策統括官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

(注) 昭和45年までは12月末現在、昭和50年以降は10月1日現在である。

平成21~23年は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けていることに留意する必要がある。

平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合わせた。 平成24年からは都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計した数である。



# 詳細データ③ 児童福祉施設等の現状

里親	家庭における	養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー	養育者の住居に	
			12,315世帯	4,379世帯	5,556人	ホーム	護を行う(定員5	~6名)
	区分	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人		ホーム数	372か所
	/田知山子佐	専門里親	702世帯	193世帯	223人		小一厶奴	31211111
	(里親は重複 登録有り)	養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人		委託児童数	1,548人
	立如日7/	親族里親	588世帯	558世帯	777人		女癿汇里奴	1,546人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含 む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	家庭環境、学校に おける交友関係そ の他の環境上の理 由により社会生活 が困難となった児 童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家庭 環境その他の環境 上の理由により生 活指導等を要する 児童	配偶者のない女子 又はこれに準ずる 事情にある女子及 びその者の監護す べき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等を 退所した児童等
施設数 (公立•私立)	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 10,068人 (母親を含む)	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

- ※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理 治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)
- ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)
- ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30 年10月1日現在)
- ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)
- ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

**7**)

# DV (配偶者からの暴力) 防止対策

害女性 等

#### 概 要 婦人保護事業の概要 婦人相談所49ヶ所 婦人保護施設 ・各都道府県1ヶ所(徳島県のみ3ヶ所) ・DV等に係る相談・カウンセリング・情報 39都道府県 提供を行う。 47ヶ所 婦人相談所は配偶者暴力相談支援セン ・DV被害女性等に ターとしても位置づけられている。 他省庁等 連 係る生活支援・心 (配偶者暴力相談支援センターは、婦人 関係機関 理的ケア・自立支 相談所も含め、全国283カ所設置) 援を行う。 -時保護所47ヶ所 警察 ・支援期間は中長 婦人相談員 ・婦人相談所に併設(各都道府県1ヶ所) 携 期で、概ね1ヶ月 全国1,500人 ・DV被害等女性、同伴児童に係る短期間 以上。 の一時保護を行う。 裁判所 被 自 •婦人相談所 ・保護の期間は概ね2週間程度。 害 や福祉事務 ・適切な保護が見込まれる場合、民間シェ 女 所に配置。 ルター、老人福祉施設、障害者支援施設 公営住宅 民間シェルター等 DV等に係る 等へ一時保護委託。 性 窓口 立 (一時保護委託) 相談・情報提 ・中長期的な支援が必要な場合、婦人保護 ・保護の期間は概 供等を行う。 施設への入所措置決定を行う。 ね2週間程度 協 等 福祉事務所(もしくは市町村) 母子生活支援施設 生活保護、母子生活支援施設入所 生活支援 【支援対象】 保育所入所、子育で短期支援事業 婦人保護事業 子育て支援 力 ·DV被害女性 関連 母子家庭等日常生活支援事業、 心理的ケア •ストーカー被 児童扶養手当の支給 等 自立支援 害女性 婦人保護事業 •性暴力被害 母子家庭等就業・自立支援センター:職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等 以外の厚生労 女性 **ハローワーク:**マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供 働省所管事業 •人身取引被

(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成30年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成31年1月17日 現在

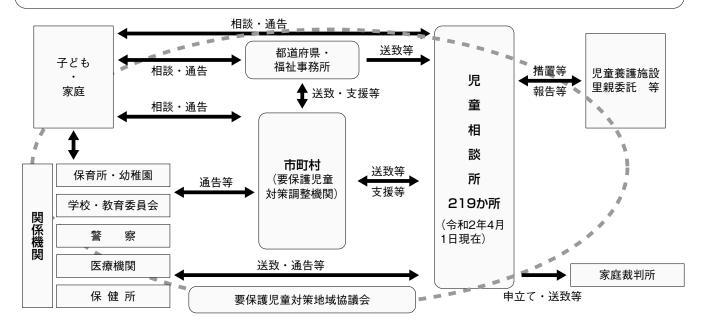
児童相談所: 心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

# 児童虐待防止対策

# 概 要

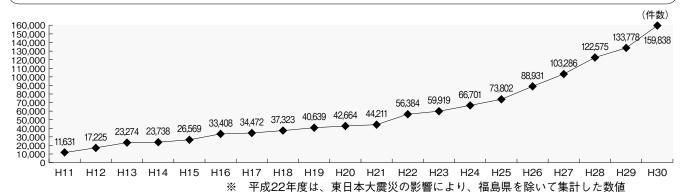
# 地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、 「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている ※児童相談所は都道府県、指定都市、児童相談所設置市(横須賀市、金沢市)に設置
- 市町村虐待相談対応件数は年々増加 平成17年度 40,222件→平成30年度 126,246件
- 各市町村単位で、医療・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置 (平成29年4月1日現在、99.7%の市町村で設置)
- 平成20年の児童福祉法改正法により、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加(平成21年4月~)
- 協議会は、要保護児童対策調整機関が中核となり、事務の総括や、要保護児童等に対する支援の実施状況の進行管理、 児童相談所や養育支援訪問事業を行う者その他関係機関等との連絡調整を行うこととされている



# 詳細データ 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

平成30年度の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法が施行される前の平成11年度の約 14倍に増加。



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件 → 多数の死亡事例が発生(平成29年度心中以外 50例・52人)

	第	1次報	告	第2	次報	告	第	3次報	告	第	4次報	告	第	次報告	-	第62	欠報	告	第	7次報	告	第	8次報	告	第	9次報	告	第1	0次報	浩	第1	1次報	告	第12	次報	告	第1	3次執	皓	第1	4次執	皓	第15	5次報	告
	(平)	成17年	4月)	(平成	18年	3月)	(平成	划9年	6月)	(平成	20年	3月)	(平成	21年7	月)	(平成2	22年	7月)	(平成	23年	7月)	(平成	24年	7月)	(平成	25年	7月)	(平成	26年	9月)	(平成	27年10	0月)	(平成2	28年	9月)	(平成	29年	8月)	(平成	30年	8月)	(令和	元年8	3月)
	(Н	115.7.	1~	(H1	6.1.1	^	(H1	17.1.	1~	(H1	8.1.	1~	•	9.1.1· 0.3.31		(H20	).4.1	^	(H2	21.4.	^	(H2	22.4.	1~	(H2	23.4.	1~	(H2	24.4.	1~	(H2	5.4.1	~	(H26	5.4.1	1~	(H2	27.4.	1~	(H2	28.4.	1~	•	9.4.1	
	H1	5.12.	31)	H16	.12.3	31)	H17	7.12.	31)	H18	3.12.	31)		5.3.5 i F3ヶ)		H21	3.3	1)	H2	2.3.3	31)	H2	3.3.3	31)	H2	4.3.3	31)	H2:	5.3.3	31)	H2	6.3.3	1)	H27	.3.3	1)	H2	8.3.3	31)	H2	9.3.3	31)	H30	0.3.3	1)
	(6	ヶ月	間)	(1	年間	)	(1	年間	1)	(1	年間	1)		F3ヶ) 間)	ا ت	(12	干間	)	(1	年間	])	(1	年間	1)	(1	年間	])	(1	年間	])	(1	年間		(14	年間	)	(1	年間	1)	(1	年間	1)	(1	年間	)
	心中以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	it /	心中 心	冲	計	心中 以外	心中	計 /	心中 以外	D中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中, 以外	心中	計												
例数	24	-	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42 1	15	64 4	13	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58
人数	25	-	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64 1	42	67 6	31	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44 2	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65

児童福:

# 母子家庭等の自立支援策

#### 要 概

# ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、<u>「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱</u>によ り施策を推進。

# 子育て・生活支援

- ○母子・父子自立支援員に よる相談支援
- ○ヘルパー派遣、保育所等 の優先入所
- ○子どもの生活・学習支援 事業等による子どもへの 支援
- ○母子生活支援施設の機能 拡充 など

#### 就業支援

- ○母子・父子自立支援プロ グラムの策定やハロー ワーク等との連携による 就業支援の推進
- ○母子家庭等就業・自立支 援センター事業の推進
- ○能力開発等のための給付 金の支給

など

#### 養育費確保支援

- ○養育費相談支援センター 事業の推進
- ○母子家庭等就業・自立支 援センター等における養 育費相談の推進
- ○「養育費の手引き |やリー フレットの配布

など

#### 経済的支援

- ○児童扶養手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金の 貸付 就職のための技能習得や

児童の修学など12種類の 福祉資金を貸付

など

- ○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、
  - ①国が基本方針を定め、
  - ②都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定め る自立促進計画を策定。

# ,.....【ひとり親支援施策の変遷】 ......

- 〇平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、<u>「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保</u> 策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- ○平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- ○平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子 家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養 手当法)
- ○平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- ○平成29年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。

# 母子家庭等の福祉対策の概要

	児童扶養手当	生別母子世帯等	受給者	939,262人	*3		生活指導等	①母子生活支援施設	設置数	226か所	*3
丽	の支給	(詳細データ①参照)	対象児童	1.423.715人	*1			②母子・父子福祉センター ③母子・父子休養ホーム	設置数 設置数	54か所 2か所	*4 *4
得				, , , , , , ,				④母子・父子自立支援員の設置	相談員数	1,762人	*6
所得保障		遺族基礎年金 * 5	受給者	95,932人	*2	自立		⑤ひとり親家庭等	派遣件数	2,729件	*6
						1 4		日常生活支援事業			
		遺族厚生年金*5	受給者	5,531,541人	*2	の ナ-		⑥保育対策(保育所			
						しめ		への優先入所)			
	母子福祉資金	母子父子(寡婦)世	貸付件数	29,729件	<b>*</b> 6						
	の貸付け	帯に対する低利また				の施策					
	父子福祉資金	は無利子の資金貸付	貸付件数	1,481件	<b>*</b> 6	∥策					
	の貸付け										
	寡婦福祉資金		貸付件数	460件	*6						
	の貸付け										

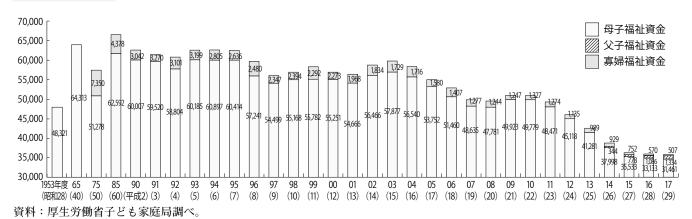
- 30年度末、\*2 30年度末、\*3 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成30年度福祉行政報告例」(平成31年 (注) 3月末現在)、\*4 厚生労働省政策統括官付社会統計室「平成30年度社会福祉施設等調査」、 「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」より。続柄によらないすべての受給者に対するものであり、旧法も含む。
  - **\***5
  - 厚生労働省子ども家庭局調べ(平成30年度末現在)

#### 詳細データ① 児童扶養手当

目 的	離婚等による母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること (平成22年8月より父子家庭の父にも支給)
受 給 者	・父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童(※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者。以下同じ。)を監護する母又は養育する者(祖父母等) ・父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父
手当額(月額)	児童1人の場合 43,160円~10,180円 児童2人目の加算額 10,190円~5,100円 3人以上児童1人の加算額 6,110円~3,060円
所得制限	受給者の前年の年収160万円未満(2人世帯) 160万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円きざみで支給停止 なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収610万円未満(6人世帯)
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が認定し、金融機関を通じて年6回 (1月、3月、5月、7月、9月、11月)支払う。
支 給 状 況 (平成29年度末)	受給者数     939,262人(母子世帯数857,529人、父子世帯数49,546人、その他の世帯32,187人)       母子世帯における支給理由別内訳     父子世帯における支給理由別内訳       生別(群 婚 743,872人 その他 661人 死別     生別(群 婚 43,853人 ぞの他 22人 ぞの他 22人 死別 3,366人 647人 長崎 告 1,518人 貴 棄 1,672人 別 4,665人 分程等命令       はまりの以保護命令     1,672人 り42人

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ。

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付件数の推移 詳細データ②

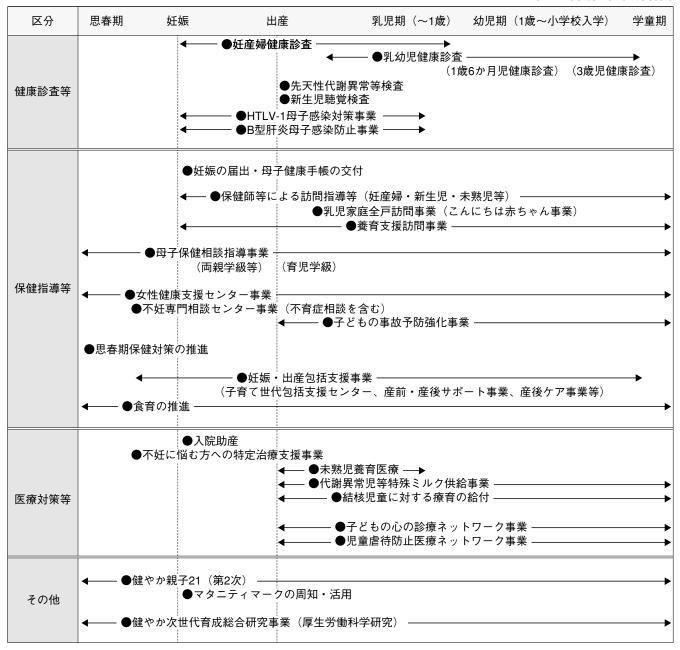


# 母子保健対策

#### 概 要

# 母子保健対策の体系

(2017 (平成29) 年3月現在)



# 母子保健事業の推進体制

	市町村 (市町村保健センター)	]	都道府県等(保健所)
	○基本的母子保健サービス		○専門的母子保健サービス
健康診査等	・妊産婦、乳幼児(1歳6か月児、 3歳児)の健康診査		· 先天性代謝異常等検査
保健指導等	<ul><li>・母子健康手帳の交付</li><li>・両親学級、産後ケア等の妊産婦への支援</li></ul>	技術的援助	・不妊専門相談、女性の健康教育等
訪問指導	・妊産婦、新生児訪問指導、未熟児訪問指導		
療養援護等	· 未熟児養育医療		

# 詳細データ① 母子保健関係指標の推移

年 次	出生率	乳児死亡率	新生児死亡率	周産期死亡率	妊産婦死亡率	死産率
	(人口千対)	(出生千対)	(出生千対)	(出産 <sup>1)</sup> 千対)	(出産 <sup>2)</sup> 10万対)	(出産 <sup>2)</sup> 千対)
1965 (昭和40) 年 75 (50) 85 (60) 95 (平成 7) 97 (9) 98 (10) 99 (11) 2000 (12) 01 (13) 02 (14) 03 (15) 04 (16) 05 (17) 06 (18) 07 (19) 08 (20) 09 (21) 10 (22) 11 (23) 12 (24) 13 (25) 14 (26) 15 (27) 16 (28)	(人口十対) 18.6 17.1 11.9 9.5 9.5 9.4 9.5 9.3 9.2 8.8 8.4 8.7 8.5 8.5 8.5 8.2 8.2 8.0 7.8	(出生十対) 18.5 10.0 5.5 4.3 3.7 3.6 3.4 3.2 3.1 3.0 2.8 2.6 2.6 2.6 2.4 2.3 2.2 2.1 2.1 1.9 2.0	(出生十対) 11.7 6.8 3.4 2.2 1.9 2.0 1.8 1.6 1.7 1.5 1.4 1.3 1.3 1.2 1.2 1.1 1.0 0.9 0.9	(出産 <sup>1)</sup> 十対) 	80.4 27.3 15.1 6.9 6.9 5.9 6.3 7.1 6.0 4.7 4.8 3.5 4.1 3.4 2.7 3.4	81.4 50.8 46.0 32.1 32.1 31.4 31.6 31.2 31.0 31.1 27.5 26.2 25.2 24.6 24.2 23.9 22.9 22.9 22.0 21.0
17( 29)	7.6	1.9	0.9	3.5	3.4	21.1
18( 30)	7.4	1.9	0.9	3.3	3.3	20.9
19(令和元)	7.0	1.9	0.9	3.4		22.0

資料:厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計|

- (注) 1. 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。
  - 2. 出生数に死産数を加えたものである。
  - 3. 2019 (令和元) 年は概数である。

# 詳細データ② 先天性代謝異常等検査実施状況(2018(平成30)年度)

111 <del>11</del> *h	先天性代訓	射異常検査
出生数 (A)(人)	受検者数 (B) (人)	受検率 (B/A)(%)
898,787	925,890	103.0

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ。

(注) 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受検者数に含まれることにより、受検率は100%を超えることがある。

#### 詳細データ③ 未熟児養育医療給付決定件数等の状況

	訪問指導		養育医療給付決定件数
	被指導実人員	被指導延人員	复自区源和的人足计数
	47,003	56,500	30,280

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健·健康増進事業報告」(2018 (平成30) 年度) 養育医療給付決定件数は、厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成30年度福祉行政報告例」